

65歳以上の介護保険料を改定

高齢者福祉課介護保険係
☎0824-73-1167

4月から65歳以上の方の介護保険料を改定しました。

介護保険制度では、65歳以上の方の保険料を3年ごとに見直すことになっており、平成21年度がその改定の年に当たります。

これまで県内で最も安い保険料で、基金を取り崩しながらなんとか介護保険事業を運営してきましたが、高齢者人口・要介護認定者数・保険給付費の推計と、介護サービス充実の観点から、今回保険料を引き上げることになりました。

保険料は介護保険制度を安定的に運営するための大切な財源です。みんなで支え合い、市民だれもが安心した高齢期が過ごせるよう、保険料の改定にご理解をお願いいたします。

保険料引き上げの要因

①全国的な制度改正

65歳以上の方の負担割合が1%増加。介護従事者の処遇改善を図るために介護報酬をプラス改定など。

②保険給付費が増加

庄原市の一人当たり保険給付費が県内23市町中、17番目(平成18年度)から7番目(平成20年度)に増加。75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者や中・重度の要介護者が増加する見込みです。また、多くの待機者がいる特別養護老人ホームや、認知症高齢者



に対応するグループホームを整備する必要があります。

③基金が大幅減少

平成21年度は平成18年度に比べて、基金が大幅に減少する見込みです。

※平成21年度から、低所得者に対する配慮や、制度の公平性の観点から、所得段階区分の第4段階を細分化しました。また、平成16・17年の税制改正の影響を受けた高齢者に対して、平成18年度～20年度の3年間、本来の保険料よりも安い保険料とした激変緩和措置を終了しました。すでに当該税制改正から3年が経過しており、税制改正の影響を受けなかった高齢者や、当該税制改正以降65歳になった高齢者との均衡を考慮するものです。(16ページの表を参照)

ガイドブックを配布

4月からの介護保険制度の主な改正点や介護保険制度のしくみ、介護サービスの利用手順・利用方法などを冊子にまとめた「介護保険のガイドブック」を配布します。ご利用ください。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定

保険料の改定と合わせて、「高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」

(平成21年度～23年度を策定しました。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の自立支援と介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしく生活を送ることができ、環境整備を目指します。また、介護予防事業の推進、地域ケア体制の整備、認知症への対応を重点施策として取り組んでいきます。

認定調査項目の見直し

4月から要介護認定の認定調査項目が一部変更になりました。

要介護認定申請書が提出されると、本人の心身の状態を確認するために、認定調査員が自宅などを訪問し、面談や家族などからの聞き取りにより認定調査を行います。

今回、介護度を正確に把握するため、新たに「買い物」や「簡単な調理」など6項目を追加し、14項目を削除します。今回の見直しによって、要介護認定の基本的な仕組みが変わるわけではありませぬ。公平・公正な認定判定を行い、制度の円滑な運営に努めます。

※認定調査員とは、庄原市担当職員やケアマネージャー、施設職員などです。

改定保険料月額 平成21～23年度
2,223円
2,223円
3,334円
4,001円
4,445円
5,556円
7,112円

所得段階区分	対象者	平成16・17年の税制改正の影響を受けて所得段階が上昇された方(激変緩和措置対象者)	
		現行保険料月額 平成20年度	改定保険料月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	1,703円	2,223円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	1,703円	2,223円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方	2,554円	3,334円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方 新たに設定しました	第1段階から第4段階に上昇された方	2,826円
		第2段階から第4段階に上昇された方	2,826円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方	第3段階から第4段階に上昇された方	3,099円
		税制改正の影響を受けない第4段階の方	3,405円
第5段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	第1段階から第5段階に上昇された方	3,405円
		第2段階から第5段階に上昇された方	3,405円
		第3段階から第5段階に上昇された方	3,677円
		第4段階から第5段階に上昇された方	3,950円
第5段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	4,256円	5,556円
第6段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	5,107円	7,112円

在宅高齢者紙おむつ購入助成券

市は、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対して、その経済的負担の軽減を図るため、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

■在宅高齢者の該当要件

- ①市内に住所があつて居住し、紙おむつを必要とする状態にある人
- ②申請時に、要介護認定で要介護3、4または5と判定されている人

■交付対象者

該当要件の①、②に該当する人を在宅で介護している同居家族で、申請時にその世帯が市町村民税非課税の場合に交付します。

※施設に入院・入所している期間などは使用できません。使用の事実がわかった場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

■申請方法

印鑑を持参し、高齢者福祉課介護保険係または各支所保健福祉室・市民生活室へ在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書を提出してください。(申請書は高齢者福祉課介護保険係・各支所・市内居宅介護支援事業所にあります。申請には居宅介護支援事業者などの確認印が必要です)

申請月	交付枚数
① 4月から6月まで	25枚
② 7月から9月まで	20枚
③ 10月から12月まで	15枚
④ 1月から3月まで	10枚

申請月により交付枚数が異なります。

■交付枚数(1枚3千円分)